



日本年金機構のページ

事業主の皆さまへ
日本年金機構からのお知らせ

「賞与支払届」を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意願います。

- すでに登録いただいている賞与支払予定月に支払いがない場合でも、「賞与支払届総括表」は提出が必要となりますので、ご注意ください。
- 年4回以上賞与を支払った場合は、『標準報酬月額（算定基礎届）』により提出いただくこととなりますので、「賞与支払届」の提出は不要です。
- 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を印字した届出用紙を前月に送付します。
- 届書の裏面に記載されている【記入方法】または日本年金機構のホームページの【記入例】を確認のうえ、誤りがないよう記入をお願いします。

社会保険手続きには、
便利な電子申請をご利用ください！



電子申請とは、書面やCD・DVDで行っている申請・届出をインターネットを利用して行うことです。電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。

電子申請のメリット

- いつでも！ 電子申請なら、夜間休日とわず24時間365日申請が可能です。
- どこでも！ 自宅や職場からインターネットを使ってどこからでも申請できます。
- 時間・コストの削減！ 申請する際の移動にかかる時間や交通費、郵送費等のコスト削減が期待できます。

令和2年4月から、さらに電子申請が利用しやすくなります！

- 電子証明書がなくても電子申請ができます！
- 「G Biz ID※」から無料で取得できるID・パスワードにより電子申請が可能になります！



※「G Biz ID」は、1つのアカウントにより複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。
※アカウントの取得に手数料はかかりません！

- 「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム※」をご利用ください。
※「届書作成プログラム」は届書を簡易に作成・申請できるプログラムです。
※日本年金機構のホームページから無料でダウンロードすることができます。



第三者等の行為による傷病届の提出について



私用中に発生した交通事故、暴行、他人のペットに噛まれたなど、第三者（相手方）の行為によって負傷などをした際に、保険証を使用して治療を受ける場合は、『**第三者等の行為による傷病届**』の提出が**必要**です。

第三者等の行為による傷病とは

よくあるケース



相手がいる
交通事故



暴行を受けた



他人が飼っている
ペットに噛まれた

Q. なぜ届出が必要なのですか？

A. 協会けんぽが負担した治療費を、加害者（加害者が加入している損害保険会社）に請求するためです。本来、相手方が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて払うことになり、後に保険給付に要した費用を協会けんぽから加害者側に請求することになるため、届出をいただく必要があります。

**業務上災害・通勤災害に
該当する場合**

この場合は、健康保険を使用することができません。
詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。



生活習慣病予防健診に関するお知らせ



令和2年度受診分より 協会けんぽへの申し込みが不要になります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施しています。現在、受診の際は加入者・事業主から協会けんぽへ申し込みが必要ですが、令和2年4月1日受診分から、この申し込みが廃止になります。

受診日	協会けんぽへの申し込み
令和元年度（～令和2年3月31日）受診分まで	必 要
令和2年度（令和2年4月1日～）受診分より	不 要

厚生労働省からのお知らせ 令和元年10月から医療費が変わります

令和元年10月1日から消費税率10%の引き上げに伴い、初診料、再診料など一部の診療報酬が引き上げられ、医療機関窓口でお支払いいただく料金が変わります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

協会けんぽ年金事務所出張窓口を終了いたします

対象窓口 八尾・天王寺・吹田・淀川 **終了日** 令和元年11月29日（金）

- 協会けんぽへの申請・届出は、すべて郵送によるご提出ができます。
- 各種申請書は協会けんぽのホームページよりダウンロードできます。



お問い
合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

協会けんぽ 大阪

検索

電 話 ● 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 ● 8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

労務事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等
 - ①【公的年金のしくみを知ろう】 2020年1月28日(火)・3月13日(金)
～老齢・障害・遺族年金のしくみと給付～
 - ②【給与計算の基礎を学ぼう】 2020年2月 6日(木)・2月27日(木)
～計算の実務～

※テーマごとに1事業所1名様のお申し込みになります。
(各々いずれかの日程を選んでお申し込みください)

<開催場所> 大阪府病院年金会館
(大阪市天王寺区六万休町4-11)

<開催時間> 13時30分～16時30分
(途中休憩あり)

<定員> 各回120名

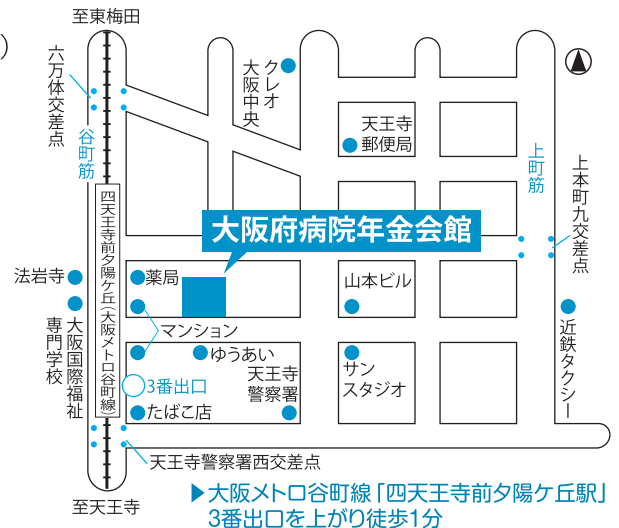
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

- 参加費用 会員事業所の被保険者 **無料**
非会員事業所の被保険者 **3,000円/1テーマ1名**
(この講習会から入会希望の方は、無料となります)

非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

- 申込締切 ①1月28日開催分 **12月23日(月)必着**・3月13日開催分 **1月30日(木)必着**
②2月 6日開催分 **1月 9日(木)必着**・2月27日開催分 **1月23日(木)必着**

- 申込方法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書
(2テーマのお申し込みの場合は、**申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください**)
(イ) 宛先を明記した返信用はがき(**各テーマごとに1枚必要です**)
(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
定員を超える申し込みがあった場合は、**抽選により参加者を決定し**、返信用はがき(63円)により抽選結果をご連絡いたします。



お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称				会員番号(31- -)
非会員の方の入会希望	ある・ない	連絡担当者名	非会員・不明	
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参加希望		開催日	(フリガナ) 参加者氏名	
テーマ番号	テーマ(講習内容)		男・女	
		月 日()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務所一覧表

名称	所在地	TEL	管轄区域	
		FAX	厚生年金保険	国民年金
大手前	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2の1の30(船場ダイヤモンドビル)	TEL.6271-7301 FAX.6261-8738	都島区・中央区・浪速区・東成区 生野区・旭区・城東区・鶴見区	都島区・中央区
今里	〒537-0014 大阪市東成区大今里西2の1の8	TEL.6972-0161 FAX.6971-4138		東成区・生野区
天満	〒530-0041 大阪市北区天神橋4の1の15	TEL.6356-5511 FAX.6356-5538	北区 (淀川管内地域を除く)	北区
淀川	〒532-8540 大阪市淀川区西中島4の1の1(日清食品ビル)	TEL.6305-1881 FAX.6305-4838	東淀川区・北区の一部(大淀北 1丁目ほか41地域)・淀川区	東淀川区・淀川区
福島	〒553-8585 大阪市福島区福島8の12の6	TEL.6458-1855 FAX.6458-3838	福島区・西淀川区	福島区・西淀川区
堀江	〒550-0014 大阪市西区北堀江3の10の1	TEL.6531-5241 FAX.6531-0838	西区	西区・大正区
天王寺	〒543-8588 大阪市天王寺区悲田院町7の6	TEL.6772-7531 FAX.6772-3338	天王寺区・阿倍野区 富田林市・河内長野市 松原市・羽曳野市 藤井寺市・大阪狭山市 南河内郡	天王寺区・阿倍野区 富田林市・河内長野市 松原市・羽曳野市 藤井寺市・大阪狭山市 南河内郡
貝塚	〒597-8686 貝塚市海塚305の1	TEL.(072)431-1122 FAX.(072)431-3038	貝塚市・岸和田市 泉佐野市・泉南市 阪南市・泉南郡	貝塚市・岸和田市 泉佐野市・泉南市 阪南市・泉南郡
難波	〒556-8585 大阪市浪速区敷津東1の6の16	TEL.6633-1231 FAX.6633-0638		浪速区
城東	〒536-8511 大阪市城東区中央1の8の19	TEL.6932-1161 FAX.6931-4738		旭区・城東区・鶴見区
東大阪	〒577-8554 東大阪市永和1の15の14	TEL.6722-6001 FAX.6725-0838	東大阪市	東大阪市
吹田	〒564-8564 吹田市片山町2の1の18	TEL.6821-2401 FAX.6821-3838	吹田市・高槻市 茨木市・摂津市 三島郡	吹田市・高槻市 茨木市・摂津市 三島郡
守口	〒570-0083 守口市京阪本通2の5の5 守口市役所内7階	TEL.6992-3031 FAX.6992-6038	守口市・大東市 門真市	守口市・大東市 門真市
市岡	〒552-0003 大阪市港区磯路3の25の17	TEL.6571-5031 FAX.6571-6238	港区・大正区・此花区	港区・此花区
玉出	〒559-8560 大阪市住之江区新北島1の2の1(オスカードリーム4階)	TEL.6682-3311 FAX.6682-4638	西成区・住吉区 住之江区	西成区・住吉区 住之江区
平野	〒547-8588 大阪市平野区喜連西6の2の78	TEL.6705-0331 FAX.6797-6638	東住吉区・平野区	東住吉区・平野区
八尾	〒581-8501 八尾市桜ヶ丘1の65	TEL.(072)996-7711 FAX.(072)996-7838	八尾市・柏原市	八尾市・柏原市
豊中	〒560-8560 豊中市岡上の町4の3の40	TEL.6848-6831 FAX.6854-3638	豊中市・池田市 箕面市・豊能郡	豊中市・池田市 箕面市・豊能郡
枚方	〒573-1191 枚方市新町2の2の8	TEL.(072)846-5011 FAX.(072)846-2638	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市	枚方市・寝屋川市 四條畷市・交野市
堺東	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2の23	TEL.(072)238-5101 FAX.(072)221-1238	堺市(堺区・中区・東区・ 南区・北区・美原区)	堺市(全区)
堺西	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西4の2の18	TEL.(072)243-7900 FAX.(072)280-6901	堺市(西区)・泉大津市・ 和泉市・高石市・泉北郡	泉大津市・和泉市 高石市・泉北郡

全国健康保険協会 大阪支部

所在地	〒550-8510 大阪市西区靱本町1の11の7(信濃橋三井ビル6階)	TEL.7711-4300 FAX.7711-4610	健康保険管轄区域 大阪府下全域
-----	--	--------------------------------	--------------------

一般財団法人 大阪府社会保険協会

☎550-0003 大阪市西区京町堀1丁目3番13号 辰巳ビル2階
☎06-6445-3013 FAX 06-6445-3019
<http://www.osaka-shahokyo.or.jp/>